

農薬登録制度に関する懇談会（第5回）議事概要

日時：平成20年12月18日（木） 10：00～12：30

場所：経済産業省別館第1028号会議室

【議事次第】

- 1 開 会
- 2 議 題
 - （1） 作物残留性試験の例数の取扱いについて
 - （2） 農薬取締法の5年後見直しに係る検討について
 - （3） その他
- 3 閉 会

【議事概要】

1 作物残留性試験の例数の取扱いについて（資料1）

① 作物残留性試験の例数について

【主な意見】

- ・ 我が国において試験を実施できる圃場が限られている中で、事務局提案を実行した場合に例数がどのように増減するか（特にグループ化による軽減効果）シミュレーションした結果を示してほしい
- ・ 今の状況では、事務局案の例数で試験を行うことは難しく、農薬工業会案でないと実効性のある試験実施は不可能と思料。
- ・ 都道府県では、全国的に農業試験場の人員が減っており、現行の規模以上の試験を実施できる状況ではない。都道府県独自で GLP 体制をとることは極めて困難であり、関係団体と一緒に対応していく必要がある。
- ・ マイナー作物への作物残留性試験の受入組織として、米国の IR-4 のような理論と施策をつなぐ組織が必要。大学の附属農場が候補として考えられるのではないか。また、農水省の情報を、農水省から大学等の関係機関にきちんと流すとともに、大学内でも情報共有する必要がある。
- ・ 実際に制度を運用するなら、メーカーはそれなりの負担も覚悟。制度の運用が行き詰まり、新規農薬が何年経っても登録できないという状況は避ける必要がある。このため、実効性を踏まえた例数の最終案を事務局側で提示してほしい。
- ・ 長期的な見通しと共に、例数を段階的に変更していくことであれば、メーカー側としても対応可能。

【結論】

- ・ 例数については、事務局が一定の条件下での例数をシミュレーションした結果を示して、それに基づき引き続き検討。

② 作物残留性試験の実施条件について

[主な意見]

- ・ 事務局案に、「施設、露地いずれでも栽培される作物で、どちらが高い残留を示すかが明らかでない場合には、残留量を確認した上で、必要例数について試験を行うものとする」とあるが、施設で実施した試験だけでいいのではないか。
- ・ 施設栽培の試験数は例数を減らすこともできるのではないか。

[結論]

- ・ 実施条件については基本的に合意。

③ 作物残留性試験成績の読替の拡大及びその他例数に係わる事項について

[主な意見]

- ・ 無人ヘリ防除の作物残留性試験の軽減措置についての記載は、地上防除の既登録の範囲を超える試験を行う実態がないので不要。
- ・ 急性暴露評価が必要な作物については、追加の作物残留性試験が必要であると考えますが、懇談会で具体的な例数に言及するのではなく、基本的な考え方を示すべきである。
- ・ ARfD が設定された農薬における作物残留性試験として必要な例数については、食品安全委員会、厚労省、農水省等の関係機関で考え方を決めてから議論をすべきである。
- ・ 既登録剤の作物残留性試験の追加要求については事務局案に合意。
- ・ テストガイドライン改正後の経過措置が3年という事務局の考えだが、6例の作残試験を行うには3～4年かかるため、もう一度経過措置の期間を見直してほしい。
- ・ 例数変更案の実効性を高めるため、段階的に例数を変更していくことが予め明示されれば、メーカーとしても農薬開発上の支障は軽減される。
- ・ 懇談会スタートの段階から経過措置が3年程度という話は出ている。国際的な動向を見据えながら開発をしている企業は、対応できるのではないか。
- ・ テストガイドラインの整理を進めていかないと、実行が追いつかない。全体像が明確でない中で事前の準備は難しいことを理解して欲しい。
- ・ テストガイドラインはFAO マニュアルに従うことは懇談会の当初から明示。23年度以降、メーカーが2例しか作物残留を提出せず、基準値や使用方法の設定の根拠として不十分となる事態を避けるため、早く例数のルールを定めることが必要。

[結論]

- ・ 経過措置については、本日の意見を踏まえ、事務局で整理する。

- ・ ARfD の設定への対応については、例数を増加するという方向性を示すということで対応する。

2 農薬取締法の 5 年後見直しに係る検討について（資料 2－1）

【主な意見】

- ・ 5 年後見直しの検討に当たっては、四府省で連携をとって進めてほしい。
- ・ 国際基準と国内制度との調和の確保にあたっては、海外の制度をそのまま持ってくるのではなく、考え方の調和を進めてほしい。
- ・ OECD では業界の発言力が強い。企業も積極的に国際的な組織に参加して、日本の情報を提供してほしい。

【結論】

- ・ 骨子案をベースにして、事務局で具体的な中間とりまとめ案を作成し、その後電子メールベースで意見交換を行う。

3 今後の予定

- ・ 例数を増やした場合の軽減措置の効果を示すシミュレーションについて、事務局からデータを出し、第 6 回の懇談会を 1 月に行う。